

# 貨物タンク甲板区域内のパイプトランクに関する事項

## 改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

## 改正事項

貨物タンク甲板区域内のパイプトランクに関する事項

## 改正理由

載荷重量 2 万トン以上のタンカーの貨物タンクの甲板区域は、固定式甲板泡装置により保護しなければならないことが、SOLAS 条約第 II-2 章第 10.8 規則に規定されている。一方で、貨物ポンプ室は、固定式消火装置により保護しなければならないことが、SOLAS 条約第 II-2 章第 10.9 規則に規定されている。

貨物タンクの甲板上に配置される閉囲されたパイプトランクに関しては、貨物タンクの甲板区域内である一方、また貨物ポンプ室として分類されることもあり、設置すべき消火装置が不明確であった。IMO で議論の結果、パイプトランクは貨物ポンプ室と同様に固定式消火装置にて保護すべきであり、貨物タンクの甲板区域とみなして固定式甲板泡装置を備える必要はない旨の統一解釈が合意され、MSC.1/Circ.1276 として回章されている。

今般、MSC.1/Circ.1276 に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

貨物タンク甲板上のパイプトランクに対する要件を明確化した。